

水道料金改定のお知らせ（第1回）

令和5年4月1日から水道料金を15%引き上げます。
 誰もが安心して飲める水を将来にわたって安定的に供給するために必要な改定です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。
 町の水道事業の現況等について、第1回目のお知らせです。
 （次回は12月号）



新料金表による影響額

【新料金による一般家庭の水道料金（税込）の例】※口径13mm

2カ月の 使用水量	2カ月の料金		影響額
	現行料金	新料金	
10m ³	1,910円	2,200円	+ 290円
20m ³	1,910円	2,200円	+ 290円
30m ³	3,280円	3,773円	+ 493円
40m ³	4,660円	5,346円	+ 686円
50m ³	6,030円	6,919円	+ 889円

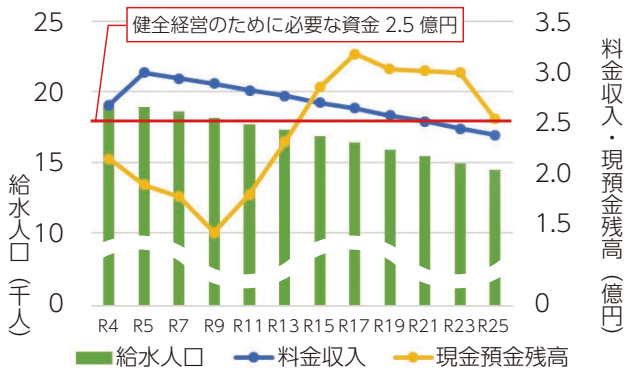
水道料金の支払いは2カ月に1度です。

2カ月で20m³までは基本料金です。20m³を超える部分に従量料金が掛かります。

試算式 ※1円未満切り捨て

$$\text{基本料金 } 2,200 \text{円} + \text{従量料金 } 157.3 \text{円/m}^3 \times \text{超過水量}$$

町水道事業の経営状況（令和5年度より料金15%改定後）



本紙5月号でお知らせした将来予測の数値が、令和5年度から15%改正することにより、左表のような予測となります。

健全経営のために必要な資金として2.5億円を想定していますが、令和9年度の1.4億円を最低として持ち直し、令和14年度から2.5億円の資金確保もできる見込みです。

今後も計画的な整備を行うとともに、経営の健全化に努めます。

コロナ禍における原油価格物価高騰への緊急対策事業として

令和4年10月請求分から半年間（令和5年3月まで）、水道料金のうち基本料金を免除します。

検針票には水道料金の基本料金が含まれた金額を記載していますが、請求時は基本料金を免除した金額で請求します。

☎上下水道課水道管理係 ☎（962）7001



☎（962）4822
 統郷土芸能などの発表
 町社会教育課公民館係

内容 歌・ダンス・楽器演奏・伝
 場所 文化会館ふれあいホール
 日時 11月20日(日)9時～

吟詠大会
 内容 吟詠の発表
 場所 文化会館ふれあいホール
 日時 11月19日(日)10時～

作品展示
 内容 絵画、陶芸、書道、写真、俳句、
 生花、編物、盆栽などの展示
 場所 中央公民館
 日時 11月19日(日)・20日(月)9時～

とべっ子文化の広場教室生や町
 内幼児、児童、一般町民による作
 品展示・芸能発表会を開催します。
 入場料は無料です。

芸術文化フェスタ

